

戦前期日本における防諜

— 防諜委員会を中心に —

三枝 雄輝（経済学部3年）

指導教員：松沢 裕作

戦前期日本においてインテリジェンスが成立し、機能していたのかについては様々な議論がある。特に当時の陸海軍のインテリジェンス活動については、多くの研究がある。しかしながら陸海軍以外のインテリジェンス活動については、これまで触れられてこなかった部分が多い。そこで本論文では陸海軍にとらわれず、当時の日本政府がどのようにインテリジェンス活動に従事していたかを明らかにしようと考えた。ただ、インテリジェンス活動と一口にいっても、インテリジェンスという言葉が内包する意味は多岐にわたっている。そこで本論文はインテリジェンス活動の中でも、カウンター・インテリジェンス（防諜）に着目し、戦前期日本における政府全体としての防諜への取り組みについて詳しく述べるものである。

日本国全体としての防諜への取り組みは、明治32年（1899年）に軍事秘密の保護を目的とした軍機保護法が制定されたことに始まる。しかし同法は当初実効力が弱く、効果は不十分であった。そのため日本が諸外国と同水準の防諜体制を整えることができたのは、同法が昭和12年（1937年）に全面改正されてからである。そしてこの防諜への法整備が整った時期と同時期に、設置されたのが防諜委員会である。防諜委員会は内務省を中心に、諸外国の日本に対する諜報活動激化に伴う取り組みとして、防諜事項の各省庁合同による調査審議を目的として設置されたものである。また、類似組織として各省庁別に設置されていたと考えられる防諜委員会の中から、外務省防諜委員会を取り上げた。これは外務省内の機密書類の保管状況を検査する目的で設置された組織であった。この両組織の活動を精査した結果、戦前期日本では、陸海軍に限らず各省庁においても政府主導で防諜への取り組みが図られていたという実態が明らかとなった。しかしながら、その取り組みは決して十分なものであったとはいえず、セクショナリズムを背景にどちらも不十分であったことがわかった。防諜委員会においては、防諜の重要性を痛感して設置されたはずが、委員会の運営において各省官制に則った対応が前提となってしまったために委員会の

実効力が弱く、また各省庁による連携も進まず、本来の目的を十分に果たすことができなかった。外務省防諜委員会においても、外相をはじめとする上層部は防諜への取り組みの重要性を認識していたようだが、実際の現場で働いている職員までその意識を浸透させることができなかった。

また、その他政府による防諜への取り組み例として、国民への防諜教育を扱った。その結果、当時の「週報」等の史料から、国民に対する防諜教育は一部不適切な指導があったものの、主旨は正しく、成果もある程度出ていたということがわかった。